



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 イ マ ジ ニ ア 株 式 会 社  
代表者の役職名 代表取締役会長 兼 CEO 神藏 孝之  
(コード番号：4644・JASDAQ)  
問い合わせ先 取 締 役 兼 CFO 中根 昌幸  
(TEL：03-3343-8911)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 38 回定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 定款変更の目的

当社は、今後の事業展開等に対応するため、事業目的に関する規定（定款第 2 条）及び会社法改正に伴い、社外取締役、社外監査役の責任限定契約に関する規定（定款第 27 条及び第 35 条）の一部の変更を行うものであります。その他、条文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第 27 条の変更については、各監査役の同意を得ております。

### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次の通りであります。 (下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
(1)～(43) (記載省略) (新設)	(1)～(43) (現行どおり)
(新設)	(44) <u>水力発電、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した発電・排熱利用業務及び電力・熱・冷熱・燃料の販売</u>
(44) (記載省略)	(45) <u>再生可能エネルギーに関する機器の導入販売・リース・賃貸借・保守管理・電気通信制御サービス・輸出入・開発及び関連するコンサルティング業務</u>
	(46) (現行どおり)

<p>(<u>社外取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(<u>取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日      平成 27 年 6 月 26 日  
定款変更の効力発生日                      平成 27 年 6 月 26 日

以 上